2026 年 11 月 19 日

全群教最終回答

1　教職員の時間外労働、長時間過密労働の解消について

時間外在校等時間や持ち帰り仕事の状況について、引き続き、各校の管理職に対し、把握と改善に努めるよう指導していきたい。「適切な配慮」については、制度の趣旨を踏まえ、教職員の勤務実態や健康確保に十分配慮した運用を徹底するよう管理職を指導する。

2　教育支援について

教育支援に関わる発達検査は専門家によるものが望ましい。発達検査は必ずしも教師の担う必要のない業務であるという認識について、引き続き市町村教育委員会に助言等を行っていく。県教育委員会としては、現状を把握し、教育支援に係る考え方や手続きについて、教育支援を行う市町村教育委員会に対して情報を提供するとともに、適切に助言等を行っていく。

3　部活動について

希望しない教職員が部活動に関わる必要がない環境を整備するとともに、顧問強制がなくなるように管理職を指導する。また、顧問に就任しない選択ができるよう部活動数の適正化等を、繰り返し管理職等に指導していく。

4　小学校の各種大会について

陸上教室記録会を主催している県小学校体育研究会に対し、大会に関わる教職員の負担軽減を図るため、大会の廃止も含めた在り方の具体的な取組について小体研等と協議を進める。

5　教員の未配置について

未配置の発生要因、欠員期間、対応状況を把握・分析し、欠員校への具体的な支援に努める。

6　産育休代替への正規配置について

次年度の配置人数の拡充を前向きに検討する。

7　小規模校への専科配置について

担任が出張や休暇等により不在となる際の対応や、専科教員が少ないことにより校務分掌等学校運営の負担が生じていることは認識している。負担軽減のため、改善策を検討していく。

8　特別支援学級の加配について

市町村教育委員会との連携のもと状況把握に努め、学校の実情等を踏まえながら、人的支援について協議していく。昨年度の合意に基づき、学校が加配措置を要望できることを市町村教委及び管理職に周知する。

9　指導主事訪問について

指導主事訪問実施に当たっては、教員の過度の負担にならないよう、訪問内容の見直し及び訪問

時間の縮減、訪問の見合わせ、授業参観数の削減、学習指導案の簡素化や形式の変更、提出方法の改善等に取り組む。未配置等により学校運営上の困難がある場合には、これらのことについて相談できることを伝えていく。

10　新たな職・級について

令和９年度については、導入をしない。

11　育児休業・部分休業について

部分休業等の取得を理由として不利益な扱いや取得を抑制するような言動は適切ではないと認識している。不適切な言動が無いよう、市町村教委に周知し、管理職への指導を徹底していく。

12　学校への過度な要求に対する対応方針について

教職員の心身の健康を守るとともに、学校が本来の教育活動に専念できる環境を確保する観点から、重要な課題であると認識している。具体的な手立てについては、教職員を過度な負担や不当な要求から守るという視点を踏まえると同時に、学校における適切な対応を支援するものとなるよう検討を進めていく。

13　子ども版防衛白書『まるわかり！日本の防衛』について

本冊子については、教育的観点から総合的に検討し、慎重に判断してまいりたい。

14　ＩＣＴ教育について

ICT 活用が目的化しないようにすることや、子どもの安全、健康、発達にも十分留意する。

15　労働条件・教育政策をめぐる社会対話への教職員組合の参加について

CEART 勧告を尊重し、対話の場が確保されるよう努めていきたい。

16　県立高崎特別支援学校小学部への入学について

県立高崎特別支援学校を就学先とするにあたっては、児童生徒の居住の地域、保護者の勤務先等など個々の状況に応じて、市町村教育委員会と協議の上で、適切に進めてまいりたい。

17　臨時的任用教職員の任用期間変更について

本務者の復帰や定数減等、本人の事情によらない任用期間変更では退職願の記入を求めず、任用期間変更通知書と承諾書による取扱いとする。

18　教育委員会からの提案事項について

（１）　給料の調整額の見直しについて合意に至らないことは残念である。
（２）　今年度の給与改定については、人事委員会の勧告どおり実施する。
（３）　通勤手当については、見直しを行う。
（４）　会計年度任用職員の報酬については、見直しを行う。
（５）　非常勤講師の報酬単価については、見直しを行う。